

鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県環境保全活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下単に「団体」という。）の県内における環境の保全及び快適な環境の創造に資する自主的な活動を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）に限る。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、10万円を上限とする。

3 各年度の補助事業は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施する事業とする。ただし、当該年度の本補助金の交付決定日前に着手した補助事業については、県は本補助金の交付を保証するものではない。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(審査)

第5条 審査は、審査会において行う。

2 審査会の設置及び審査方法については、生活環境部長が別に定めるものとする。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた後、審査会を開催した日から14日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、第4条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（着手届を要しない場合）

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- （1）本補助金の増額を伴う変更
- （2）補助事業の目的、効果に変更をもたらす変更

2 変更等の承認については、変更等承認申請書を受けた日から30日以内に行うものとする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月30日から施行し、平成29年度に実施する事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費
<p>(1) 「エネルギーシフトの推進」、「環境実践の展開」、「循環型社会の構築」、「安全・安心な生活環境の実現」又は「健全な自然生態系の確保」に資すると認められ、他の模範となる次に掲げる活動</p> <p>① 実践活動</p> <p>② 教育啓発活動</p> <p>(2) なお、次に該当する事業は対象としない。</p> <p>① 国又は地方公共団体等から補助金（本補助金を除く。）の交付を受けているもの。</p> <p>② 団体が事業の実施主体（主催）となっていないもの。</p>	<p>次の要件をみたす団体とする。</p> <p>① 主として県内で活動する団体であること。</p> <p>② 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意思決定により事業執行ができること。</p> <p>③ 独立した経理の機能が確立していること。</p> <p>④ 代表者が明らかであること。</p> <p>⑤ 団体の本拠としての事務所を県内に有すること。</p> <p>⑥ 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。</p>	<p>補助事業を実施するために必要と県が認める経費（ただし工事費は除く。）。</p> <p>なお、委託費については、県内事業者が実施したものに限り。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。</p>

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金 事業計画書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業区分 <input type="checkbox"/> 該当するものに <input type="checkbox"/> ○をつけること	1 エネルギーシフトの推進 2 環境実践の展開 3 循環型社会の構築 4 安全・安心な生活環境の実現 5 健全な自然生態系の確保
	① 実践活動 ② 教育啓発活動
4 事業内容	※過去に本補助金の交付を受けたことがある事業については、過去の事業との関連及び発展性についても記載すること。
5 実施予定期間	
6 実施予定場所	
7 対象者・人数	
8 事業の効果	
9 他の補助金の 活用の有無	有 ・ 無 ※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。
10 消費税の取 り扱い	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者 ※消費税の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。
11 特記事項	※実施事業のうち、対象経費が委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。

（添付書類）

- (1) 団体の概要、役員名等がわかるもの
- (2) 定款、寄附行為または規約等
- (3) 事業内容に関するもの（チラシ、レジュメなど）

様式第2号（第4条関係）

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金 収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金		
県補助金		鳥取県環境保全活動支援補助金
その他の収入		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

費 目	予算額	積 算 内 訳
合 計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様

職氏名 (印)

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県環境保全活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱（平成26年3月31日付第201300202429号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号（第9条関係）

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金 収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
自己資金				
県補助金				鳥取県環境保全活動支援補助金
その他の収入				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

費 目	予算額	決算額	差引増減額	積 算 内 訳
合 計				

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番 年 月 日 号

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名 (印)

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金仕入控除税額確定報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県環境保全活動支援補助金について、鳥取県環境保全活動支援補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要
県補助金返還相当額）
金 円

（注）別紙を添付すること。

(別紙)

平成 年度鳥取県環境保全活動支援補助金に係る仕入控除税額

1 補助金確定(見込)額

円

2 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位:円)

区 分	課税仕入			非課税仕入使 用分	合 計
	課税売上対 応分	非課税売上対 応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。